

みんな考えてたい

市町村合併

①

『西部4町合併問題研究会』・『西部地域振興協議会 合併問題等勉強会』の検討結果報告

『西部4町合併問題研究会』

会見・西伯・岸本・溝口町の総務課長が、昨年七月から十一月までの間、7回の会合を重ね、行政内容の調査、分析を行い、議会や地域住民の議論や理解を高めるための検討報告書を作成した。

『西部地域振興協議会合併問題等勉強会』

県西部広域行政圏に属する2市12町村の担当課長で構成される。人口20万人以上とすることにより、山陰地方の中心的な役割を担う中核市を形成しようとするもので、昨年七月から十一月の間に会合を重ね、検討報告書を作成した。

今日の市町村は、急激な情報社会の進展、少子・高齢化の進行、産業構造の変化、住民の価値観や生活様式の多様化など、様々な分野で構造的な変化に直面しています。

市町村合併は、将来この町に住む住民自身や次世代の人たちのため、地域を維持発展させ、住みよい地域づくりのための手段とも考えられます。

昨年七月から十一月の間、関係職員が研究会を設置し、時代の要請に応じてどのような町を次代に継承していくべきか、西部4町が合併した場合と西部14市町村が合併した場合の行財政の状況などを含めて検証をしていくことが必要と、取り組んできました。それらの報告書が町長に提出されましたので、その概要についてお知らせします。

今、なぜ市町村合併なの？

現在の会見町は、すでに幡郷村の一部と合併していた旧手間村と旧賀野村が昭和三十年に合併して生まれました。これが「昭和の大合併」です。国は「1000程度」という目標を掲げ現在約3200の市町村を「平成の大合併」として左記のような背景のもとに実現をめざしています。

【地方分権への対応】

地方分権とは、「地域のごとは地域で決められるようにする。」こと。

【少子・高齢化への対応】

少子・高齢化が急激に進む中、求められる行政サービスは年々高度化、多様化しています。介護保険など新たなしくみも導入。

【広域的な行政需用への対応】

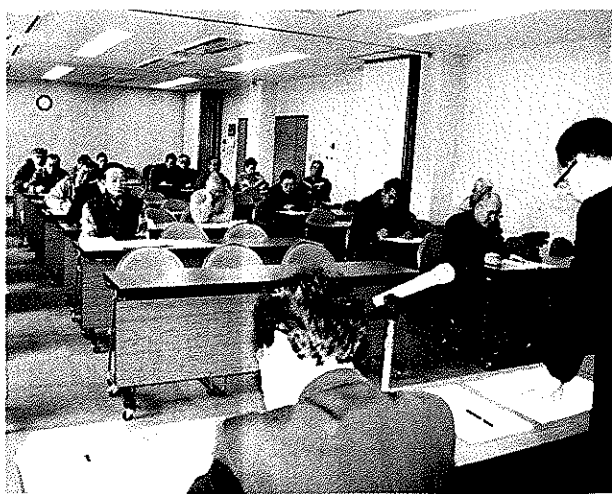
居住地以外の町に通勤、通学したり、病院・買い物など住民の生活圏が大きく広がり、住民ニーズも個々の市町村だけでは解決できにくいものも多くなっている。

(検討報告の抜粋)

町では二月二十三日・三月三日の両日、四回にわたって報告書に基づき、住民説明会を開催しました。

この報告が、町民の皆さんの意思決定の一助となり、合併について、どのような方向で合意形成されていくかが課題と考えられます。皆さんのご意見やご感想をお寄せください。

ふるわりの未来を。



『こんなことが不安ですが…』

行政サービスが低下するのでは

対応策

・庁舎が遠くなるって不便では」という意見については↓支所を置いたり、IT環境整備により窓口サービス低下の軽減はできるものと考えられます。
・学校・保育園の通学距離等が遠くなるのでは↓生活実態に即した配置の検討が必要です。

中心部だけが発展し周辺部が取り残されるのでは

対応策

・旧市町村で計画していた特色を活かした町づくりが推進できなくなるのでは↓住民の意見を十分に掌握・反映させたまちづくり計画（市町村建設計画）を作成する他、地域審議会を設置して執行していくようにすることもできます。

・バス路線の確保については↓民間バス維持対策のほか、スクールバス、福祉バスの複合化やループバス運行など、生活交通手段の確保の検討が必要ですよ。

住民負担が増えたり、財政運営が悪化するのでは

対応策

・税金等の負担が大きくなるのでは↓現在異なる税金等や行政サービスの水準は合併協議会で協議されることとなります。

・財政状況の悪い所が合併しても財政状況は好転しないのでは↓合併特例法の支援措置の活用で財政力の強化が期待できます。

住民の声が行政に届きにくくなるのでは

対応策

・議員の数が減ったり、行政区域が広がったりして、住民の声が反映されにくくなるのでは↓情報の公開や提供により広く住民の意見を求め、住民と行政の協働により取り組める体制を整備していく必要があります。

合併の基礎知識

平成十一年の特例法改正で、合併後の地方債（自治体が行う長期の借り入れのこと）の優遇的な特例や、地方交付税（自治体ごとに基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額、すなわち財源不足額に応じて配分）の算定特定期間の延長などの措置が充実された。特例法では、平成十六年度末（平成十七年三月末）迄に合併をすれば財政面の支援が受けられる。

・合併した市町村が市町村建設計画（合併後の町づくりの方向とその為の施策の計画）で行う一定の事業の経費、一定の基金の積み立てに要する経費は、合併年度とそれに続く十年間は元利償還金の七割を地方交付税で裏打ちされる合併特例債（地方債）を財源にできる。また合併しても、合併しなかった場合の普通交付税の合計額が十年間全額保障されます。さらにその後の五年間は増加額を段階的に縮減していくように配慮されます。
*特例法Ⅱ市町村合併特例法のこと

〈次回掲載予定〉

人口推計・財政推計・行政組織の面等データからみた検討内容について。